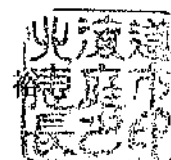


恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月19日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第5号

恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例

恵庭市都市公園条例（昭和40年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第30条（略）				第1条～第30条（略）			
別表1（略）				別表1（略）			
別表2(第5条関係)				別表2(第5条関係)			
行為		単位	使用料	行為		単位	使用料
物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行 為	屋台、露 店	1平方メー トル 1月 につき	430円	物品の 販売、募 金その 他これ らに類 する行 為	屋台、露 店	1平方メー トル 1月 につき	510円
	祭典、歳 の市等 臨時の もの	1平方メー トル 1日 につき	200円		祭典、歳 の市等 臨時の もの	1平方メー トル 1日 につき	230円
業とし ての写 真の撮 影	常時	1台 1月 につき	1,600円	業とし ての写 真の撮 影	常時	1台 1月 につき	1,900円
	臨時	1台 1日 につき	300円		臨時	1台 1日 につき	350円

現行		
業としての映画の撮影	1 平方メートル 1 日につき	1,600 円
興行	1 平方メートル 1 日につき	100 円
(略)		

別表 3 (略)

別表 4(第 14 条関係)

占用区分			単位	占用料
法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる施設	電柱	第 1 種電柱	1 本につき	480 円
		第 2 種電柱	き 1 年	730 円
		第 3 種電柱		990 円
	電話柱	第 1 種電話柱		430 円
		第 2 種電話柱		680 円
		第 3 種電話柱		940 円
	その他柱類			43 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートル	4 円
	地下に設ける電線その他の線類		ルにつき 1 年	3 円
	変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	850 円
鉄塔その他これに類するもの		占用面積	850 円	

改正案		
業としての映画の撮影	1 平方メートル 1 日につき	1,800 円
興行	1 平方メートル 1 日につき	110 円
(略)		

別表 3 (略)

別表 4(第 14 条関係)

占用区分			単位	占用料
法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる施設	電柱	第 1 種電柱	1 本につき	670 円
		第 2 種電柱	き 1 年	1,000 円
		第 3 種電柱		1,400 円
	電話柱	第 1 種電話柱		600 円
		第 2 種電話柱		960 円
		第 3 種電話柱		1,300 円
	その他柱類			60 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートル	6 円
	地下に設ける電線その他の線類		ルにつき 1 年	4 円
	変圧塔その他これに類するもの		1 個につき 1 年	1,200 円
鉄塔その他これに類するもの		占用面積	1,200 円	

現行				改正案			
	の	1 平方メートルにつき			の	1 平方メートルにつき	
法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる施設	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル未満のもの	18 円	法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる施設	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が 0.07 メートル未満のもの	25 円
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	26 円			外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	36 円
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	38 円			外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	54 円
		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	51 円			外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	72 円
		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル	77 円			外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル	110 円

現行				改正案			
		未満のもの				未満のもの	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>100円</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>140円</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>180円</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>250円</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>260円</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>360円</u>
		外径が1メートル以上のもの	<u>510円</u>			外径が1メートル以上のもの	<u>720円</u>
法第7条第1項第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	法第7条第1項第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
法第7条第1	郵便差出箱及び信書便差出	1個につき	<u>360円</u>	法第7条第1	郵便差出箱及び信書便差出	1個につき	<u>500円</u>

現行				改正案					
項第4号に掲げる施設	箱	き1年	850円	項第4号に掲げる施設	箱	き1年	1,200円		
	公衆電話所				公衆電話所				
法第7条第1項第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	87円	法第7条第1項第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	190円		
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場		占有面積1平方メートルにつき1年	870円	都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第12条第1項に掲げる施設	自転車駐車場		占有面積1平方メートルにつき1年	1,900円
	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	87円		看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	190円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,900円
広告塔		表示	870円	広告塔		表示	1,900円		

現行				改正案			
		面積 1 平方メートルにつき 1年				面積 1 平方メートルにつき 1年	
政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	標識	1本につき1年	<u>680円</u>	政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	標識	1本につき1年	<u>960円</u>
	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>		環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
政令第12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	政令第12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>	政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200円</u>
政令第12条第	工事用板囲い、足場、詰所その	占有面積	<u>87円</u>	政令第12条第	工事用板囲い、足場、詰所その	占有面積	<u>190円</u>

現行				改正案			
2項第7号及び第8号に掲げる施設	他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき		2項第7号及び第8号に掲げる施設	他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	1平方メートルにつき	
その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める		その他物件、工作物又は施設		市長がその都度定める	

別表5(第15条、第18条関係)

有料公園		使用料		
施設	単位	金額		
		入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	
恵み野	外	1日につき	<u>1,200円</u>	<u>6,000円</u>
野中	ステ			
央公	ー	半日につき	<u>600円</u>	<u>3,000円</u>
園	き			

別表5(第15条、第18条関係)

有料公園		使用料		
施設	単位	金額		
		入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合	
恵み野	外	1日につき	<u>1,400円</u>	<u>7,000円</u>
野中	ステ			
央公	ー	半日につき	<u>700円</u>	<u>3,500円</u>
園	き			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の恵庭市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

